

# わかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

## 2026年度版 法改正情報 (2026年2月11日掲載版)

わかる！社労士シリーズ&トミーの社労士合格ゼミをご利用いただきましてありがとうございます。このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2026年度版のわかる！社労士テキスト&問題集の編集後に発生した法改正に関する情報です。

**注意** 訂正箇所の情報につきましては、訂正情報ファイルに掲載してありますので、どうぞそちらをご覧ください。

**※当改正情報を発行している時点において、トミーの社労士合格ゼミに関する改正情報はありません。**

## はじめに/表記について

このPDFファイル中では、下記の表記を行っています。

- 【テ】： うかる！社労士 テキスト&問題集 2026年度版 を表しています。  
【ゼ】： トミーの社労士合格ゼミ(PDF) 2026 を表しています。

## 健康保険法

### 1. 被扶養者の認定に係る改正

#### 【改正の概要】

被扶養者の認定に係る年間収入額の取り扱いが整理され、令和8年4月1日より次のように取り扱うことになりました。

#### 該当箇所 【テ】 P606 ③収入がある者についての被扶養者の認定について 改正内容

認定対象者の年間収入に関し、労働契約等で定められた賃金から見込まれる収入が130万円（あるいは150万円、180万円）未満であり、かつ、他の収入が見込まれない場合、令和8年4月1日より下記のように取り扱うこととしました（通達より抜粋：一部改編）。

- ◆認定対象者の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定しているところであるが、**労働契約で定められた賃金（労働基準法に規定される賃金をいい、諸手当及び賞与も含まれます）から見込まれる年間収入が130万円（あるいは150万円、180万円）未満**であり、かつ、**他の収入が見込まれない場合**で、他の要件を満たす場合には、原則として、被扶養者とする。
- ◆労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働条件通知書等の労働契約の内容が分かる書類の添付及び当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより確認する。

- ◆労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（条件変更）には確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求める。
- ◆被扶養者の認定の適否に係る確認時において、当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入が130万円などの額以上になった場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、これを理由として、被扶養者としての取扱いを変更する必要はない。
- ◆給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合の当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、従前のおりの取扱いとする。

## 厚生年金保険法

### 1. 遺族厚生年金の支給要件に係る改正

**該当箇所** 【テ】P898 側注（右側の文字の小さい部分） POINT\*1

**改正内容**

改正前	改正後
④の「25年」の期間には、合算対象期間も含まれます。	④の「25年」の期間には、合算対象期間並びに65歳に達した日の属する月以後の被保険者期間も含まれます。

以下、白紙。 ファイルはここまでです。

※当改正情報を発行している時点において、トミーの社労士合格ゼミに関する改正情報はありません。